



Title	聖書協会共同訳の編集過程について：翻訳・編集に関与した立場からの報告
Author(s)	戸田, 聡
Description	日本基督教学会北海道支部2019年度公開シンポジウム「新しい日本語訳聖書を解剖する」．2019年7月15日．藤女子大学，北海道．
Citation	日本基督教学会北海道支部公開シンポジウム記録，5，75-82
Issue Date	2021-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95144
Type	conference paper
File Information	jscsh_005_75.pdf



聖書協会共同訳の編集過程について

—翻訳・編集に関与した立場からの報告—*

戸田 聡

1. はじめに

表題のとおり本稿の課題は、聖書協会共同訳の成立過程で「翻訳・編集に関与した立場からの報告」である（なお、成立過程では本事業は「新翻訳事業」と称されており、以下でもこれを用いる）。

『聖書協会共同訳について』¹⁾によれば、2010年10月に翻訳開始となった「新翻訳」は、2018年11月に日本聖書協会理事会で出版が承認され、同12月に刊行された。そして筆者自身は2014年3月から原語担当翻訳者となり、同10月から編集委員を兼任した。

翻訳作業については、同じく『共同訳について』によれば、原語担当者が作成した第1稿に日本語担当者による改訂が施され（＝第2稿）、両者の協議を経てできた第3稿が翻訳者委員会の検討に付され（その結果が第4稿）、次いで朗読チェックを経て編集委員会が検討し（その結果が第6稿）、そして外部モニターの意見を基に編集委員会が再度検討した結果が第7稿で、これがパイロット版として出され、同版への意見を踏まえて最終訳文（＝刊行本文）が作成された由。このうち筆者は第4・6・7稿の作成に（及び、自らが訳

* 本稿は2019年7月15日実施の「日本基督教学会北海道支部公開シンポジウム」の席上での発表を基にしているが、口頭発表の内容と必ずしも同一でない。

1 『聖書 聖書協会共同訳について』（日本聖書協会、2018年）、1頁。

した文書に関しては第 1～3 稿の作成にも) 関与した。

以下では、どういうふうに訳文が検討されたか事例を紹介し、また、紙幅が許す限りでその他雑感を記したい。つまり一言で言えば、内から見た新翻訳事業がどういうものだったかを紹介したく思う。

2. 訳文検討の実例

シンポジウムの席上では、「バルク書」と「エレミヤの手紙」に即していくつかの箇所の事例を個別に紹介したが、紙幅の都合上ここではまとめて論じる。立場上筆者は、日本語担当者による改訂(＝第 2 稿)の具体例を、自らが第 1 稿を作成した場合以外には全く知らないが、その上でまず**日本語面での改訂**は、日本語担当者も含めた翻訳者委員会による第 4 稿、及び複数の日本語担当者が加わった編集委員会による第 6 稿、の段階でよく見られたと言える。

例えばバルク 3:9 の場合、第 3 稿「聞け、イスラエルよ、命への戒めを。耳を傾けて、悟りを得よ」は第 4 稿で「(同上。前略) 命を与える戒めを。耳を傾けて、悟りを得よ」(下線部は、直前の段階と異なる表現を示す。以下同様)、第 6 稿で「聞け、イスラエルよ、命の戒めを。耳を傾け、悟りを得よ」となった(刊行本文は＝第 6 稿)。参考までに、新共同訳は「聞け、イスラエルよ、命をもたらず戒めを。耳を傾けて、悟りを得よ」である。

バルク 4:2b-3 の場合、第 3 稿「その [=知恵の] 光を前に輝きへ向かって進め。あなたの栄光を他の者に／あなたの特権を異国の民に渡してはならない」(／は改行を示す。以下同様)は第 4 稿で「知恵の光の前で、その輝きへ向かって進んで行け。あなたの栄光を他の者に／あなたの優位を異国の民に渡してはならない」、第 6 稿で「知恵の光の前で、その輝きへ向かって進み行け。あなたの栄光を他の者に／あなたの優位を異国の民に明け渡してはならない」となった(刊行本文は＝第 6 稿)。参考までに、新共同訳は「知恵の光

に目を注ぎ、その輝きに向かって歩め。あなたの栄光をほかの者に、／あなたの特権を異国の民に渡してはならない」である。

以上 2 例から読者は違いの少なさに驚くかもしれないが、或る意味でこれは当然で、仮に従来訳との違いが大きければ、先訳に重大な瑕疵があったことにもなりかねない。以上の例示は、とりあえず、そうでなかったことの確認であるとも言えよう。

次に**内容・解釈の面での改訂**は、第 1 稿を作成した原語担当者が参加した翻訳者委員会（なお、第 1 稿作成者が参加するのはこの段階までである）でよく見られたとも言えるが、のちの段階で見られた場合もままたり、傾向性は必ずしも明瞭でない。

例えばバルク 2:15 の場合、第 3 稿「あなたがわたしたちの神、主であることを、またあなたの名はイスラエルとその子孫によって呼ばれていることを、全地が知るようになるためです」は第 4 稿で「(同上。前略) またイスラエルとその子孫はあなたの名によって呼ばれていることを、(同上。後略)」、第 6 稿で「あなたがわたしたちの神、主であることを、また、あなたの名がイスラエルとその子孫の上に唱えられていることを、全地が知るようになるためです」となった（刊行本文は、後述する用字の問題以外では＝第 6 稿）。日本語表現の違いにも見えるが、むしろ、原語表現を尊重した改訂と言ってよい。参考までに、新共同訳は「あなたがわたしたちの神なる主であること、イスラエルとその子孫があなたの名をいただいていることが、あまねく知れ渡りますように」である。

エレ・手 27 の場合、第 3 稿「神々の像に仕える祭司たちは、それらに供えられた供物を売りさばいて儲けており、同じく彼らの妻たちも、供物の幾分かを自分たちのために塩漬けにしますが、それを貧しい者にも弱い者にも分け与えることはしません」は第 4 稿で「神々に仕える祭司たちは、それらに供えられたいけにえを売りさばいて、金を好きに使っています。妻たちも同じように、いけにえ

の一部を塩漬けにしまい込み、(同上。後略)」、第6稿で「神々に仕える祭司たちは、それらに供えたいけにえを売りさばき、金を好きに使っています。妻たちも同じく、いけにえの一部を塩漬けにしまい込み、それを貧しい者にも弱い者にも分け与えることはしません」となった(刊行本文は=第6稿)。参考までに、新共同訳は「祭司たちは、神々の像に供えられたいけにえを売ってもうけ、その妻たちもその幾分かを塩漬けにしまい込み、貧しい者や弱い者に分けようとはしません」である。

エレ・手 40b-41 の場合、第3稿「彼らは、話すことができない啞者を見つけると、ベル神の前に連れて行き、あたかもベル神なら聞き届けることができるかのように、そのものが話すようになることを祈願しています。そして彼らは、結果を知りながらも、それらの神々を捨て去ることができません。彼らには、識別する力が欠けているからです」は第4稿で「彼らは、話すことができない啞者を見つけると、神殿のベルの前に連れて行き、あたかもベルが分かってくれるかのように、その者が話すようになることを祈願しています。彼らは、結果を知りながらも、それらの神々を捨て去ることができません。つまり、彼らは分かっているのです」、第5稿では「彼らは、話すことができない者を見つけると、ベル神の像の前に連れて行き、(同上。後略)」となったようであり(第5稿は推定)、第6稿で「彼らは、話すことができない者を見つけると、ベル神の像の前に連れて行き、あたかもベルが聞いて理解するかのように、その者が話せるようにしてほしいと祈願しています。そして彼らは、分かっているながら、それら神々は知覚力を有しないからと言ってそれらを捨て去ることができません」となった(刊行本文は=第6稿)。第6稿に向かう編集委員会の段階で原語理解に関する修正提案があったことによる改訂である。参考までに、新共同訳は「口の利けない者を見つけると、ベル神の前に連れて行き、ベル神なら聞き届け

てくれると信じ、彼の口が利けるようになることを願っています。彼らはその無力さを知っていながら、それらの像を捨てきれずにいます。彼らは全く分かっていないのです」である。

第 7 稿段階での修正の例は数少なく、当然ながらと言うべきか、改訂は日本語表現にかかわる。具体的にエレ・手 70 の場合、第 3 稿「金や銀で覆われた木彫りの神々の像は、どんな鳥でも来てとまる庭の茨のやぶと同じ程度のものであり、さらには、闇に打ち棄てられる屍にさえ似ているのです」は第 4 稿で「木で作られ、金や銀を貼り付けられた神々は、どんな鳥でも来てとまる庭の茨のやぶと同じ程度のものであり、また同様に、闇に打ち棄てられる屍にも似ているのです」、第 6 稿で「木で作られたり、(同上。中略)、あらゆる鳥が来て止まる庭の茨のやぶと変わらぬものであり、また同様に、闇に打ち捨てられた屍にも似ています」となり、そして第 7 稿では「同じように、木で作られたり、金や銀を貼り付けられた神々は、あらゆる鳥が来て止まる庭の茨のやぶと変わらないものであり、また、闇に打ち捨てられた屍にも似ています」となった(刊行本文は=第 7 稿)。参考までに、新共同訳は「また、金銀で覆った木彫りの神々の像は、どんな鳥でも来てとまる庭の茨のやぶ、更に闇に投げ捨てられるしかばねにさえ似ています」である。

第 7 稿から最終本文の確定に至る過程での改訂として筆者が確認できたのは、「わたしたち」→「私たち」、つまり用字の改訂のみであり、上掲の事例中ではバルク 2:15 に見られる。なお、用字の改訂は翻訳作業の過程で随時、基本的には日本聖書協会翻訳部からの指摘によって、行なわれていた。

3. その他

まず恥を忍んで言うと、筆者自身が第 1 稿を作成した文書について訳し漏れがあることが、2017 年 4 月(上掲の第 6 稿までの段階

は当時既に終わっていた) 翻訳部担当者から指摘された。無論筆者は直ちに翻訳案を提示したが、この1件は、訳し漏れのチェック体制が必ずしも万全でなかったことを示唆している。

次に2017年5月、翻訳部から突然、訳語に関する検討や、大幅な訳文修正の提案を含む資料が送付された。既に上掲の多段階での検討が基本的に終わった時点での送付であり、首肯しかねると異論を唱えたところ、翻訳部からは「アルバイトの院生が作成したものを、多忙のため特にチェックせずに送付した」との回答があり、結局この資料が活用されることはなかった。

この点すなわち訳語チェックについて、翻訳部の説明によると

- ・この新翻訳では、旧約・新約共に最初から訳語表を作成することができず、翻訳者委員会・編集委員会と並行して、あるいはそれらが終了した後、訳語検討会を開催して検討が進められた(旧約・新約は各々2015年3月から検討会を開き、検討結果をまとめた)。

- ・但し、旧約と新約の合同会議で訳語統一を図る機会は、設けることができなかった。

- ・新共同訳の場合でも、旧約と新約また続編の間で訳語の統一ができず(用字ですら不統一)、そうなったのは、旧約・続編・新約が各々別部会で作業を進め、合同での検討の機会がなかったから。

とのことだった。「走りながら考えた」という点では、この「新翻訳」も結局、新共同訳と大差なかったと言えるのかもしれない。

ところで、翻訳者や編集委員が関与する作業(第7稿まで)が行なわれたのは、筆者の印象では2017年末までであり、それ以降の作業は基本的に翻訳部が担ったのではないかと思われる。これに関連して、辻学氏はこの新翻訳に関する論考の中で、パイロット版(=第7稿)と最終本文の間で新共同訳に合わせる形での改訂が行なわ

れたと指摘している²。筆者がかかわった部分である旧約続編に関してはそのような改訂は見受けられなかった（上掲の例からも、そのような改訂の跡は見られない）、この指摘が当てはまるのは、辻氏自身がかかわった部分である新約に関してなのではないかと思われるが、いずれにせよ、そのような最終改訂があったとした場合、それを担ったのはたぶん翻訳部、及び（他にいとすれば）ごく少数の関係者ではないかと思われる——その最終改訂がどこからの指示で行なわれたかは筆者には不明だが。そして翻訳部が行なった作業の1つは、上で述べたとおり用字の統一化だった。

4. おわりに

既に紙幅が尽きているが、最後に想起したいのは、既に 1920 年代にハルナック『基督教の起源』やオットー『聖なるもの』の翻訳を手がけ、自らも『パウロの神学』（1936 年）などを著した研究者である山谷省吾が、1951 年に日本基督教団信濃町教会主任牧師を辞して³日本聖書協会職員となったことである。この異例の辞任はもちろん、山谷に、当時進行中だった聖書の新訳作業に加わってもらったための、聖書協会側からの熱心な働きかけに由っており、その作業の結果日の目を見たのが、かの口語訳だった。口語訳成立の詳細については筆者は不案内ゆえ論及を控えるが、1955 年（新約は 1954 年）に完成したのち口語訳が数十年間（教会によっては今日に至るまで）使われ続けたことは、同訳が一定以上の水準・質を有したのでなければありえなかったことだろうと思われ、そのような水準の

² 辻学「新しくなれなかった新翻訳」『福音と世界』2019 年 7 月号、12-17 頁、特に 13 頁。

³ 信濃町教会七五年史委員会編『信濃町教会七十五年史』、日本基督教団信濃町教会、1999 年、244-248 頁。

実現のために山谷のような有為な人材が必要とされたのであろうことも疑いを容れない。

そしてひるがえって、新翻訳事業に内側からかかわった経験を踏まえて言えば、今回事業完遂のために最も多く労したのは、原語担当者でも日本語担当者でも編集委員会でもはたまた検討委員会でもなく、ほかでもない協会翻訳部のスタッフだった。今回も、そして今後のありうべき新訳の際にも、翻訳事業の成否の鍵を握るのは、協会翻訳部（或いは別の団体が行なうのであれば、これに類する部署）のスタッフの水準・質だろうと思われる。この自明なことを、また、私自身が見聞した限りでのスタッフの働きは実に見事だったことを最後に記して、本稿を閉じることとしたい。

（とだ・さとし 北海道大学准教授）